

危険物データベース登録確認書交付業務のご案内

危険物保安技術協会

当協会では、消防機関における危険物判定業務の合理化及び簡素化に寄与することを目的として、危険物データベース登録確認書（以下「確認書」という。）の交付業務を行っていますので、以下ご案内申し上げます。

1 確認書

確認書とは、危険物の確認試験結果のうち、消防庁が適正と判断したものについて、危険物データベースに登録を行っていることを確認する書類をいいます。

2 交付手続き前の確認事項

(1) 登録されていることの確認

確認書の交付を希望する方（以下「申請者」という。）は、当該物品がデータベースに登録されているかどうかについて、当協会企画調査課（危険物データベース担当）に必要事項をご記入頂いた『危険物データベース登録確認書交付申請書』（以下、「申請書」という。）を電子メール(kikakuchosa@khk-syoubou.or.jp)に添付して送信してください。その際、「備考」欄に、確認試験結果報告書を消防庁へ提出した時期（年・月）をご記入ください。

申請者を特定できないドメイン（特に gmail 等のフリーメールアドレス）からのお問い合わせには、原則として回答いたしません。

(2) 他社が登録した確認書の交付を希望する場合

危険物データベースに登録を行った者（以下「登録者」という。）と申請者が同一ではない場合（以下「第三者」という。）は、申請書の自社名称のあとに（ ）書きで登録者に続けて「登録分」と記入してください。

〔記載例〕申請者 ○○○○○運輸株式会社（△△△化学株式会社登録分）

なお、当該確認書の交付が第三者に対して不可となっている場合は、登録者以外には確認書の交付ができませんので、当該確認書が第三者に対し交付不可となっていないことを確認してください。

3 交付の申請手続き

(1) 手数料等の振込み

ア 手数料

確認書の交付に係る手数料は、確認書 1 枚あたり 1, 595 円（消費税込）です。

1, 595 円 × 枚数

イ 送料

確認書の枚数が 150 枚以下の場合、180 円（消費税込）です。

151 枚以上の場合、送料を振込みしただけなかった場合、或いは、申請者のご要望があった場合は、宅配便の着払いで発送させていただきます。

ウ 手数料等の振込先

確認書の交付に係る手数料及び送料は、銀行振込とし、振込人名は申請者としてください。手数料等の振込先は、次のとおりです。

なお、振込みに係る振込手数料は申請者の負担とします。

(ア) 振込先銀行口座

みずほ銀行虎ノ門支店 預金種目 普通 口座番号 2814216

(イ) 受取人

危険物保安技術協会（キケンブツホアングジュツキョウカイ）

エ 手数料の返却

手数料が振り込まれたのち、申請者の都合で確認書の交付申請を取り下げた場合には、当該手数料は原則として返却できませんのでご了承ください。

オ 請求書・領収書

請求書について、危険物データベース登録確認書の交付に係る業務規程をもって、請求書に代えさせていただきます。

領収書について、金融機関への振込依頼書・払込受領書をもって、領収書に代えさせていただきます。

カ 適格請求書

納品書をもって、インボイス制度における適格請求書に代えさせていただきます。

(2) 交付申請に必要な書類の送付

手数料等を(1)ウ「手数料等の振込先」に示す銀行に振り込んだ後、次に示す書類を一括して当協会に電子メールでお送りください。

ア 申請書

申請書の様式は、別記様式第1、第1-2に示すとおりです。

イ 振込み内容が確認できる書類の写し

振込日、振込人名（申請者と同一であること）、振込金額が記載されたもの（振込取引受付明細・ファクシミリ振込サービス確認書・通帳・取引結果帳票伝送内容照会表・総合振込データ等）をPDF等の電子データにて送付してください。

(3) 確認書の受取先

申請者以外の住所（担当連絡者の個人宅等）には、送付いたしません。また、受取先を(2)「交付申請に必要な書類の送付」に記載の電子メールにご記入ください。

4 申請書の記載要領

(1) 申請者

ア 登録者を記載してください。

なお、第三者が他社の登録した確認書の交付を申請する場合は、自社名称のあとに（ ）書きで登録者に続けて「登録分」と記載してください。

〔記載例〕申請者 ○○○○○運輸株式会社（△△△化学株式会社登録分）

イ 社名変更をした場合についても、旧登録者の確認書の交付を希望するときは、アのなお書きに準じて（ ）書きで旧社名を記載してください。この場合、確認書の交付を第三者に不可で登録しているときは、登記事項証明書のコピー等、社名変更した旨がわかるもの

を添付してください。

(2) NO.

当該申請に係る物品について、1から始まる通し番号を記載してください。

(3) 登録物品名

ア 消防庁へ登録した際の正確な物品名を楷書で記載してください。

特に「O (オ)」と「0 (ゼロ)」、「Z (ゼット)」と「2 (数字)」の区別を明確にしてください。

イ 当協会の発行した危険物データベース登録物品一覧表（以下「登録一覧表」という。）（下記6参照）を添付することにより登録物品名の記載を省略しても差し支えありません。この場合、「登録物品名」欄に「別添一覧表のとおり、計〇〇物品」と記載し、登録一覧表中の交付を希望する登録物品名の先頭に〇印等でマークしてください。

(4) 登録番号

登録番号が分かっている場合は、この欄に登録番号を記載してください。

(5) 備考

他社が登録した確認書の交付を希望する場合で、かつ、物品により登録者が異なる場合には、当該登録物品名の「備考」欄にそれぞれの登録者を記載してください。

5 確認書の交付

(1) 当協会は、申請書の提出を受け、確認書を交付します。

ただし、当該確認書の交付が第三者に対して不可となっている場合は、申請者が登録者と同一であるかを確認し、また、上記3(1)ウ「手数料等の振込先」の申請者による銀行振込及び上記3(3)「確認書の受取先」の宛先が申請者と同一である時に限り確認書を交付します。

(2) 確認書の記載項目は、次のとおりです。

ア 登録番号

イ 登録物品名

ウ 登録者名

エ 類・品名・性質

危険物に該当する物品は、消防法別表第1の類別欄に掲げる類別、品名欄に掲げる品名（「その他のもので政令で定めるもの」にあつては、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第1条に掲げられている品名）及び政令別表第3の性質欄に掲げる性質が記載されます。

危険物に該当しない物品のうち、政令別表第4の可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類に該当する物品は当該品名が記載され、いずれにも該当しない物品は「非危険物」と記載されます。

オ 状態

第3類並びに第5類関係の物品及び非危険物は液体・固体の別が、また、第1類関係の物品は粉粒状（目開きが2mmの網ふるいを通過する量が10重量%以上であること。）と粉粒状以外の別が記載されます。

カ 引火点

第2類の危険物のうち引火性固体及び第4類の危険物について、その物品の引火点が記

載されます。
キ オ及びカで該当する内容がない場合には、空欄とします。

6 登録一覧表の発行

登録者に対しては、『危険物データベース登録物品一覧表発行依頼書』（以下「依頼書」という。）により、登録物品の一覧表を有償で発行致します。

(1) 登録一覧表発行枚数の確認

用紙の枚数により金額が異なりますので、当協会企画調査課（危険物データベース担当）に必要事項をご記入頂いた依頼書を電子メール(kikakuchosa@khk-syoubou.or.jp)に添付して送信してください。

申請者を特定できないドメイン(特に gmail 等のフリーメール)からのお問い合わせには、原則として回答いたしません。

(2) 発行手数料等

手数料は、A4サイズ用の紙1枚につき1枚目は1,595円（消費税込）で、2枚目からは1枚につき528円（消費税込）となります。

また、送料180円（消費税込）が必要となりますので、振込金額は、手数料及び送料の合算金額としてください。

なお、発行枚数が51枚以上の場合、送料を振込みしていただけなかった場合、或いは、申請者のご要望があった場合は、宅配便の着払いで発送させていただきます。

〔例〕登録一覧表が

1枚のとき	1,595円+180円
2枚から50枚のとき	1,595円+528円×(枚数-1)+180円
51枚以上のとき	1,595円+528円×(枚数-1)+宅便着払い

(3) 発行等

確認書交付手数料と同じ銀行口座に手数料等を振り込んだ後、振込みが確認できる書類の写し及び依頼書を電子メールに添付して送信してください。

詳細は、上記3の「交付の申請手続き」をご参照ください。(1)ア「手数料」、(1)イ「送料」以外は同様となります。

なお、「申請書は、依頼書」、「別記様式第1、第1-2は、別記様式」、「確認書は、登録一覧表」、「交付は、発行」とお読み替えください。